

(仮称) 公園アパート建設工事に伴う基本設計及び
実施設計業務の公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

公園アパート(改良住宅20戸, 公営住宅102戸)及び東二河アパート(改良住宅149戸)は、ともに昭和40年代に旧耐震基準で建設されており、耐震性の不足や老朽化が進行していることから、住環境の改善を図るため、現在の公園アパート敷地に2アパートを集約し、建て替えることとした。

(仮称)公園アパート建設工事の設計者(以下「設計者」という。)については、発注者の意見を柔軟に取り入れながら設計業務を進めていくことができる者を選定することが重要である。

さらに、設計者には、令和10年2月15日(火)までの期限内(仮称)公園アパート建設工事の基本設計, 実施設計, 解体設計等に関する業務を完成させる能力が求められる。

これらのことを踏まえ、(仮称)公園アパート建設工事の基本設計, 実施設計, 解体設計等に当たり、高度な発想力・設計能力, 豊富な経験等を有する最適な設計者を選定するため、本要領に基づき、公募によるプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称)公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務

(2) 業務内容等

ア 業務内容 呉市西中央4丁目8番内に建設する呉市(仮称)公園アパート建設工事に伴う基本設計, 実施設計, 解体設計等(地質調査等の附帯業務を含む。)

イ 履行期間 契約日から令和10年2月15日(火)まで

3 参加資格及び審査方法について

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

「9 参加表明書の提出者の資格要件」のとおりとする。

(2) 第一次審査

ア 参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5者程度を選定する。技術提案書の提出要請を受けたものは、期限までに技術提案書を提出すること。

イ 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は、別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりとする。

(3) 第二次審査

ア 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各1者を特定する。

イ 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおりとする。

なお、技術提案書の提出に当たっては、「4 事業計画概要」の各項目を踏まえて、次の特定テーマに対する提案を行うこと。

テーマ1「敷地条件を活用した団地内外のコミュニティの活性化」

(仮称) 公園アパートの建設予定地は、JR呉駅から北側に約1kmの場所に位置し、駅からは徒歩圏内です。近くには総合病院や商業施設があり、呉市内において大変利便性の高いエリアです。また、小・中学校に隣接し、敷地内に公立保育所を整備する予定としていることから、子育てにも非常に適した環境となっています。

(仮称) 公園アパートでは、公園アパート及び東二河アパートの既存入居者の移転先となる住戸を確保した上で、子育て世帯向け住宅を整備する予定としています。呉市営住宅において課題となっている入居者の高齢化に対応するため、住宅のユニバーサルデザイン化を図るとともに、世帯人数に応じた住戸タイプの供給や、多様な世帯が交流し助け合うことで安心して暮らしていけるよう、子育て世帯向け住宅を中心とした住戸配置により、入居者のコミュニティ醸成の促進につながる提案が求められています。

テーマ2「長期にわたる工事期間中における住民の住環境及び安全性等への配慮」

公園アパート及び東二河アパートの建替は、設計から建設に約9年を要する予定であり、現状の公園アパート4棟を入居者の移転を伴いながら順次解体・撤去することと並行して2棟程度の住棟に建て替える予定です。現在、公園アパートには50世帯が入居しており、特に第1期の建替工事に先行して解体する一部住棟の入居者は他の団地（原則東二河アパート）への仮移転が必要となり、その負担が懸念されます。

このため、完成後はもとより、工事期間中においても入居者及び周辺住民の生活環境への影響を最小限にするため、住棟配置や建替工事の実施順序等に関する工夫が求められています。

テーマ3「実現性の高いコスト縮減策と堅実なコスト管理方法」

厳しい財政状況の中で市営住宅を安定供給するためには、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を最小の建設コストで整備するとともに、将来の外壁や給排水等の改修工事におけるコスト削減を考慮する必要があります。

また、設計における配置・平面計画の工夫や、近年の建材の物価上昇を踏まえた材料選定など、想定している建設工事費からさらにコストダウンを図るための実現性の高いコスト縮減策が求められています。こうしたコスト縮減策を含め、建設コストを調整するための堅実なコスト管理の方法についても提案してください。

4 事業計画概要

(1) 計画施設概要

ア 解体建物概要

建物名称	建物概要	備考
1号棟	鉄筋コンクリート造5階建て 約1,085㎡ 20戸	・改良住宅
2号棟	鉄筋コンクリート造5階建て 約2,026㎡ 28戸	・公営住宅 ・1階部分は呉市中央乳児保育所
3号棟	鉄筋コンクリート造5階建て 約1,072㎡ 20戸	・公営住宅

4号棟	鉄筋コンクリート造5階建て 約2,706㎡ 54戸	・公営住宅
-----	------------------------------	-------

※附帯する物置，駐輪場等の解体設計を含む。

イ 新築建物概要

建物名称	建物概要	備考
住棟	階層は提案による 13,000㎡程度	住棟内に集会室を設置する。
保育所	—	現時点で建物概要等は決定していないが，一団地認定総合設計制度又は連担建築物設計制度により一体的に整備することを確保する。

※1 附帯する電気設備，機械設備，昇降機設備及び外構等の設計を含む。

※2 保育所の建物については，今回の業務には該当しないが，当該施設の用地を800㎡程度確保すること。なお，配置した理由についても提案すること。

ウ 敷地の場所 呉市西中央4丁目8番内

エ 敷地面積 4,963㎡

(2) 計画に当たっての留意事項

ア 全ての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した施設となるよう十分に考慮した計画とすること。

イ 環境負荷低減や省エネルギー等環境に配慮した施設となるよう十分に考慮した計画とすること。

ウ 周辺に対する騒音等の影響や安全性に配慮した施設配置とするなど，地域環境と調和した施設となるよう十分に考慮した計画とすること。

エ 建設に係る経費及び維持管理経費に配慮した経済的合理性に優れた施設となるよう十分に考慮した計画とすること。

オ 事業費（予定）

建設工事費及び解体工事費は約45億円（税込み）（住居，集会室等含む。）を想定しており，建設工事等の設計金額をこの工事費内に納めること。ただし，特殊基礎（杭等）及び保育所整備費は含んでおらず，物価上昇など社会情勢の変化は考慮していない。

(3) その他

プロポーザルの検討に当たっては，別紙5の「建築設計業務委託特記仕様書」にも従うこと。

5 （仮称）公園アパート建設工事設計者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定は，（仮称）公園アパート建設工事設計者選定委員会の評価に基づいて行う。

6 担当課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（呉市役所本庁5階）

呉市都市部住宅政策課

電話：0823-25-3391 ファクシミリ：0823-24-6831

電子メール：zyutaku@city.kure.lg.jp

本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行くこととする。

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は質問内容を所定の質問書（別紙3）にまとめ、電子メールで担当課へ提出すること。

電子メールの標題に、「(仮称) 公園アパート建設工事設計者プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、質問の提出後、担当課に電話して受信の確認をすること。

(2) 質問の受付期間

令和8年7月2日（木）午前9時から令和8年7月8日（水）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、順次、呉市ホームページ上に掲載し、個別には回答しない。

なお、最終回答は、令和8年7月17日（金）までに呉市ホームページ上に掲載する。

8 現地調査

敷地内を見学するための現地調査日は設けないが、現在当該敷地は、公園アパートの住棟及び併設保育所が存するため、敷地外から現地を見学することは常時可能とする。

なお、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止する。

9 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格は次のとおりとする。

ア 単体企業の場合

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (イ) 過去3年間において、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為をした者でないこと。
- (ウ) 令和7・8年度呉市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に建築関係コンサルタント（建築一般）で登録されていること。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (オ) 公告の日から契約までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日制定）第4条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (キ) 法人及びその代表者（個人事業者の場合は、代表者）に市町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (ク) 広島県内に本店又は営業所を有していること。
- (ケ) 設計共同体の構成員又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

イ 設計共同体の場合

- (ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。

(イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資比率が大きい者であること。

(ウ) 代表構成員及び構成員は、ア(ア)から(キ)までに掲げる条件を全て満たす者であること。

(エ) 代表構成員又は構成員のいずれかは、ア(ク)に掲げる条件を満たす者であること。

(オ) 構成員が単体企業又は他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 配置する技術者に要求される資格は次のとおりとする。

ア 「呉市建設コンサルタント等業務委託契約約款」第10条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。

イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。

なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

ウ 管理技術者は参加表明者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者（以下、総合主任担当技術者という。）は、参加表明者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

エ 総合以外の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、協力事務所に所属する者としても差し支えない。

(3) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

公告の日から契約までの間のいずれかの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日制定）第4条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

10 参加表明書の提出等

(1) 提出書類

ア 様式1から様式6までを作成して、担当課へ提出すること。

イ 設計共同体の場合には、様式7から様式9までを併せて担当課へ提出すること。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載すること。

また、入札参加資格の登録について、該当するものへチェックを記載すること。

イ 様式 2（提出者（設計事務所）の経歴等）

提出者について、次のとおり記載すること。

(ア) 名称

提出者の名称を記載すること。

(イ) 提出者の業務の実績

提出者の平成 23 年 4 月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を 1 件記載すること。記載内容を別紙 1 の基準により評価対象とする。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とする。

ウ 様式 3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載すること。

(ア) 氏名

技術者の氏名を記載すること。

(イ) 所属・役職

技術者の所属する組織及び役職を記載すること。

(ウ) 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出すること。

(エ) 業務の実績

管理技術者が担当した平成 23 年 4 月以降の業務で公告日までに業務完了しているものの実績を、1 件記載するとともに業務実績が確認できる書類（業務実績証明書等）を添付すること。また、必要に応じて該当部分に着色するなど確認し易くすること。記載内容や添付書類を別紙 1 の基準により評価する。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、該当部分を記載すること。

(オ) 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙 6 に掲げる賞（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。）の受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付すること。

なお、受賞歴は 3 件まで記載すること。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1 件として評価する。

(カ) 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、前年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）における認定時間を記載し、「建築 CPD 運営会議」が証明する写しを添付すること。

エ 様式 4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式 3 と同様に記載すること。

ただし、「③保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

実績等が確認できる書類等は、必要に応じて該当部分に着色するなど確認し易くすること。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士，技術士，一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士，技術士，一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

また、「⑤受賞歴」については、総合主任担当技術者についてのみ記載すること。

オ 様式 5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入すること。）

カ 様式 6（簡易提案書（業務実施方針及び手法））

（書式A 4用紙 1枚片面，文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上，イメージ図等の注釈は 6.0 ポイント程度以上とし，判読できるものとしてください。図化表現可，カラー使用可）

業務の実施方針，取組体制，設計チームの特徴，特に重視する設計上の配慮事項（コスト管理，デジタル技術の活用など。特定テーマに対する内容は除く。）を簡潔に記述してください。

また，3（3）イの3つの特定テーマに対応した計画の考え方について明確に記述してください。

キ 様式 7（設計共同体結成届）

設計共同体でプロポーザルに参加する場合（以下「設計共同体の場合」という。）に作成すること。

ク 様式 8（設計共同体協定書）

設計共同体の場合には協定を締結することとし，協定書の写しを提出すること。

ケ 様式 9（設計共同体の取組体制）

設計共同体の場合，構成員の担当する業務内容を明確に記述すること。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間

令和8年7月2日(木)から令和8年7月24日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
午前9時から午後5時まで

イ 提出部数等

参加表明書(様式1から様式5)を各1部(左綴じ)、簡易提案書(様式6)を15部(カラー使用可)及び電子データ(様式1から様式5:Word, 様式6:PDF)をCD-Rに保存したものの1部を揃えて、提出すること。

なお、簡易提案書(様式6)の1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの14部及び全ての表面には提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名等)はしないこと。

設計共同体の場合には、設計共同体結成届(様式7から様式9)各1部(左綴じ)を併せて提出すること。

持参する場合はアの提出期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合には令和8年7月24日(金)必着とする。)

1.1 技術提案書の提出者の選定 【1次審査】

(仮称)公園アパート建設工事設計者選定委員会で、提出された参加表明書の評価を行い、当該評価に基づき技術提案書の提出者を選定する。

(1) 選定のための基準等

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりとする。

イ 技術提案書の提出者の選定数等

技術提案書の提出者は5者程度を選定する。

(2) 選定結果の通知

令和8年8月上旬に技術提案書の提出者として選定された者に対して、書面(選定通知書)により通知する。

なお、選定結果(選定された提出者名、全ての提出者の評価基準ごとの点数等)は、呉市ホームページに掲載し公表(別紙9-1)する。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により通知する。

イ 通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、書面(様式は自由)により、呉市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

ウ 回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

エ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受付場所 担当課

(イ) 受付時間 9時から午後5時まで

1.2 技術提案書の作成等

(1) 提出書類

1 1 (2) により選定の通知を受けた者で、技術提案書の提出を希望する者は、様式 1 0 から様式 1 4 までを作成して、担当課へ提出すること。

なお、様式 1 1 から様式 1 4 までには、各 1 部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの 1 4 部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 各様式とも記載を 1 枚に収めること。また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によること。文章の文字サイズは 8. 0 ポイント以上、イメージ図等の注釈は 6. 0 ポイント程度以上とし、判読できるものとする。

イ 様式 1 1 及び様式 1 2 の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則とするが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認める（引用した既存建築物の名称は具体的に記入すること。）。

ウ 様式 1 2 の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（1 5 0 平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）1 か所に限定して記載することを認める（別紙 7 を参照すること。）。

エ 様式 1 1 から様式 1 4 までには、各 1 部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの 1 4 部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定又は推定することができる内容（社名、略称、社章等）の記述はしないこと。

オ 提出書類について、この実施要領及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は減点又は無効とすることがある（別紙 8 を参照すること。）。

カ その他記載上の注意点

(7) 様式 1 0（技術提案書）

提出者及び作成者を記載すること。

(4) 様式 1 1（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及びコスト管理に関する工夫並びに管理方針（様式 1 2 に記載する内容を除く。）等を簡潔に記述すること。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

(4) 様式 1 2

3 (3) イに示すとおり、特定テーマに対する技術提案を記述すること。

(4) 様式 1 3（過去の作品）

管理技術者が携わった設計業務のうち、平成 2 3 年 4 月以降で公告日までに竣工している建築物を 2 件まで選び記載すること。なお、同種業務がある場合はそちらを優先すること。（評価対象ではないが、技術提案書を審査する際の参考とする。）

建物概要（配置図、平面図、立面図、透視図、写真、設計意図等で説明に当たって必要と考えるもの）、総工事費及び㎡当り単価を 1 件ごとに、本様式 1 枚にまとめて添付すること。

(4) 様式 1 4（概算工事費等）

概算工事費、概算工事費内訳、構造種別、施工床面積等を様式に従い記入すること。

(3) 技術提案書の提出

ア 受付期間

通知のあった日から令和8年9月1日（火）まで

イ 提出部数等

様式10は1部、様式11～様式14は15部（カラー使用可）及び電子データ（様式10, 11:Word, 様式12, 13:PDF, 様式14:Excel）をCD-Rに保存したもの1部を揃えて、担当課へ持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担とする。

持参する場合は、アの受付期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から午後5時までとする（郵送の場合には令和8年9月1日（火）必着）。

1.3 技術提案書の特定 【2次審査】

（仮称）公園アパート建設工事設計者選定委員会で、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1者、次点者1者を特定する。特定の結果は、上記委員会終了後、提出者全員に通知する。

(1) ヒアリングの実施

令和8年9月14日（月）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行う。

また、ヒアリングの日時、場所等は技術提案書の提出者に別途連絡する。

ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙2「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりとする。

(3) 設計者特定公表

令和8年9月中旬予定

なお、特定結果（特定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）及び特定された技術提案書の一部（様式12）は、呉市ホームページに掲載し公表（別紙9-2）する。

また、候補者に対する通知は、設計者として決定したものではない。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。

イ 通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、呉市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 受付場所 担当課

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで

1 4 契約書作成の要否等

- (1) 本業務の契約は、呉市と設計者の2者契約とし、候補者は見積合わせの上、契約書を作成する。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙4及び別紙5のとおりとする。
- (2) 本業務の業務規模は、213,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (3) 前払金は、呉市公共工事の前金払に関する規則に基づき、必要な手続きを経た上で、令和9年3月31日までに必ず請求すること。

1 5 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (2) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとする。
- (3) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出にかかる費用は、全て提出者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された技術提案書の一部（様式12）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、全て呉市ホームページに掲載する。
特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の呉市ホームページ等への掲載を、承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式10）に明記すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1企業につき1申請（設計共同体の場合は1設計企業体について1申請）とし、重複して申請はできない。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であることとし、発注者の了解を得なければならない。
- (11) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。
- (12) 本業務を受注した者（設計共同体の場合は各構成員とし、協力を受ける他の者を含む。）又はこれと資本面（※1）若しくは人事面（※2）において関連がある者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできない。
※1 「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいう。
※2 「人事面において関連がある」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。
- (13) （仮称）公園アパート建設工事設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所

属する者は、本プロポーザルに参加できない。

- (14) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して（仮称）公園アパート建設工事設計者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (15) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して呉市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予算内に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがある。
- (18) 次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。
 - ア 事務局関係者に直接・間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（（仮称）公園アパート建設工事に伴う基本設計及び実施設計業務の公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定める手続は除く。）
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - ウ 実施要領の規定に違反すると呉市長が認める場合
 - エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - (ロ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (ハ) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - (ニ) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - (ホ) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたものと同若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。）
 - オ 他の参加者のヒアリングを傍聴した場合（参加者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）
 - カ ヒアリング参加者と傍聴者がヒアリング中（他の参加者がヒアリングをしている時間を含む。）に接触した場合。